

「地方税財政特別委員会」の設置について

○ 背景と設置目的

現在、地方分権推進特別委員会には、地方交付税問題小委員会と地方税制小委員会が設置されている。

今後一層、真の地方分権を進め、地方税財政基盤の強化に向けて適切な対策を推進するため、この両小委員会を統合して、新たに特別委員会を設けることとするものである。

地方税財政特別委員会設置要綱

1 設置目的

全国知事会に地方税財政特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、真の地方分権を進め、地方の自立と発展を実現するために不可欠な地方税財政基盤の強化に向け、適切な対策を推進するものとする。

2 組織

- (1) 委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) 委員は、全国知事会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (3) 委員長は、会長の推薦に基づき、委員会で選任する。
- (4) 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- (5) 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。
- (6) 委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- (7) 委員長が必要と認めるときは、委員長の指名する委員による部会等を置くことができる。
- (8) 委員会に幹事を置く。幹事は委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

3 事務

委員会の事務は、委員長都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

5 施行

この要綱は、平成二十三年五月三十一日から施行する。